

川内宮之城道路建設促進期成会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、川内宮之城道路建設促進期成会（以下「期成会」という。）といい、事務局を薩摩川内市役所内に置く。

(目的)

第2条 この会は、北薩地域の産業振興に寄与し、物流を支える重要なネットワークとして、川内港から南九州西回り自動車道「阿久根川内道路」を經由し、北薩横断道路までを結ぶ高規格道路の建設を促進するため、関係者と密接な連携を保持し、早期実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係資料及び情報の交換並びに収集。
- (2) 関係機関等に対する要望活動に関すること。
- (3) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 この会は、会の趣旨に賛同する別表の関係各機関・経済団体等の代表者（以下、「会員」という。）をもって構成する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長 1名
副 会 長 2名
理 事 若干名
監 事 2名

2 役員は、総会において選出するものとし、選出の方法はその都度総会で定める。

3 第1項に掲げる役員のほか、総会の推薦により顧問若干名を置くことができる。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、会の運営並びに重要な事項を協議決定する。
- (4) 監事は、会の会計事務を監査する。

2 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その任満期が満了した場合でも、後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(会議)

第7条 この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年1回会長が召集してこれを開催する。ただし、必要がある場合は臨時に開くことができる。

(2) 役員会は、必要に応じ会長が召集する。

(3) この会の議長は、会長が務める。

(総会)

第8条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 基本方針および事業計画に関すること。

(2) 予算および決算に関すること。

(3) 規約の変更に関すること。

(4) その他重要なこと。

(役員会)

第9条 役員会は、会長の諮問に応じて調査審議するほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案に関すること。

(2) 総会を開く暇がないとき、総会の権限に関すること。

(3) 総会において委任されたこと。

(4) その他必要なこと。

(事務局)

第10条 この会の事務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、薩摩川内市建設部建設政策課に置く。

3 事務局の分掌及び事務取扱要領は会長が定める。

(会計経理)

第11条 この会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わるものとする。

2 この会の経費は、関係市町の負担金、寄付金、その他収入をもってこれに充てる。

3 負担金の額及び徴収方法は総会で定める。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

1 この規約は、議決の日から施行し、令和4年12月22日から適用する。

2 第11条の規定にかかわらず、期成会設立当初の会計年度は、令和4年12月22日から令和5年4月30日とする。

【別表】

川内宮之城道路建設促進期成会会員名簿

役職	団体・会社名	職名	氏名
会長	薩摩川内市	市長	田中 良二
副会長	伊佐市	市長	橋本 欣也
副会長	さつま町	町長	上野 俊市
監事	薩摩川内市議会	議長	大田黒 博
理事	伊佐市議会	議長	森田 幸一
監事	さつま町議会	議長	宮之脇 尚美
	川内商工会議所	会頭	橋口 知章
	薩摩川内市商工会	会長	今藤 尚一
	さつま町商工会	会長	白石 和弘
	川内市漁業協同組合	代表理事組合長	下園 利雄
	(公社) 鹿児島県貿易協会	副会長	弓場 秋信
	鹿児島港運協会	会長	大西 英二郎
	北薩地区林材協会	会長	藤岡 芳昭
	J A北さつま	代表理事組合長	春田 和則
	薩摩川内市貿易振興協会	会長	橋口 知章

顧問	鹿児島県議会議員	鶴菌 真佐彦
顧問	鹿児島県議会議員	外菌 勝蔵
顧問	鹿児島県議会議員	遠嶋 春日児
顧問	鹿児島県議会議員	白石 誠
顧問	鹿児島県議会議員	池畑 知行